

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、今般、「平成 26 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、我が国経済をより確かな再生・発展へとつなげていくためには、成長戦略（「日本再興戦略」）を着実に実施する必要があることから、①NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化をはじめとした家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等、②金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等、③経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等、④投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等などについて要望するものである。

本要望の全文は、以下のとおりである。

平成 26 年度税制改正に関する要望

平成 25 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

最近の我が国経済は、昨年 12 月以来、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果に加え、「日本再興戦略」で示された成長戦略の実現に対する期待などから着実に改善しており、これまで長く続いたデフレ状況にも変化の兆しが見えはじめています。

こうした中、我が国経済をより確かな再生・発展へとつなげていくためには、成長戦略（「日本再興戦略」）を着実に実施することが重要な課題であり、証券界及び投資信託業界は、家計の資産運用と企業等の資金調達が十全に機能し、新たな成長分野にリスクマネーを供給できる、信頼される証券市場の確立をめざし、その役割を果たしてまいります。

つきましては、平成 26 年度税制改正に関し、平成 26 年 1 月から開始される NISA（少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう非課税制度の恒久化、利便性向上の措置を図ることや、新規・成長企業への成長資金の供給拡大を支援する税制の創設など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等

1. NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ① 国民の中長期的な資産形成手段として、NISA が幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること
- ② 一年単位で、NISA 口座を開設する証券会社等の変更を認めること
- ③ 同一の勘定設定期間内において NISA 口座を廃止した後、翌年以降に再度 NISA 口座の開設を認めること
- ④ 個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること。

また、整理番号（NISA 番号）を廃止すること

2. 新規・成長企業の支援や事業再編等の円滑化

- ① 法人版エンジェル税制を創設すること。また、現行のエンジェル税制の運用改善等を図ること
- ② 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、新興企業への投資に対する優遇税制措置を講じること
- ③ 自社株式等を対価とした公開買付けに係る課税繰延措置及び特定口座への受け入れ措置を講じること

3. 譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること

4. 確定拠出年金制度の拡充

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること
- ③ 拠出限度額の水準を引き上げること
- ④ 加入対象者を拡大すること
- ⑤ 困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること

Ⅱ 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引（注 1）及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲の拡大を図り、損失の繰越控除を認めること
- ② 特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること
- ③ 配当の二重課税の調整を図る措置を講じること

（注 1）上記①の損益通算及び損失の繰越控除を認めるに際し、現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税とすること

（注 2）上記①及び②を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な

仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

2. 公社債等の課税方式の見直し等の円滑な実施

- ① 償還時源泉徴収の対象となる低クーポン債の定義を見直すこと
- ② 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること
- ③ 公社債の譲渡の対価の受領者の告知について、実務に則した内容とすること
- ④ 居住者等に対して支払うべき特定公社債等の「利子等の支払調書」の作成・提出について、年間一括方式のほか1回の支払毎に作成する方法を認めること
- ⑤ 売出債（私売出債を含む。）に係る特定公社債の範囲を見直すこと

3. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- ① 会社法改正に伴い措置される予定の特別支配株主の売渡請求による譲渡について、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる譲渡に含めること
- ② 上場廃止後における全部取得条項付種類株式の取得事由の発生による当該株式の譲渡について、上場株式等の譲渡として取り扱うこと

Ⅲ 経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等

1. 世代間の資産移転の促進

- 世代間の資産移転の促進のため、祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、「個人奨学金口座制度（仮称）」の創設

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を恒久化するとともに、同制度の贈与枠を活用し、運用益等を非課税とする「個人奨学金口座制度（仮称）」を創設すること

3. 相続・贈与税の評価額の見直し

- 株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」等を選択できるような措置等を講じること

IV 投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等

1. 特定口座制度等の利便性向上

- ① 相続等による上場株式等の一般口座から特定口座へ受入れの際、当該特定口座が開設されている証券会社等を通じてその相続人等の住所地の所轄税務署長に対し、当該相続人等が、当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式等を被相続人等が保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるようにすること
- ② 特定口座年間取引報告書の「⑩差引金額」においては、源泉徴収選択口座内配当等から譲渡損失の金額を控除した額が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載すること
- ③ 信託型 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) により交付される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすること
- ④ 特定管理口座制度を廃止し、特定口座内保管上場株式等であった株式等を上場廃止日以後も引き続き特定口座で管理できるようにし、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすること
- ⑤ 投資主が投資法人の新投資口予約権の無償割り当てにより取得した新投資口を特定口座に受け入れることを可能とし、NISA の対象とすること
- ⑥ 上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式について、一定の条件を満たすものについて特定口座に受け入れられるようにすること

2. 投資信託・投資法人制度の拡充

- ① ETF の信託結了時における配当所得に係る源泉徴収について所要の措置を講じること
- ② 投資法人に係る導管性要件について所要の措置を講じること
 - イ) 複数の投資法人が合併し、一の投資法人とした場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」の導管性の判定式における取り扱いを改善すること

- ロ) (税会不一致相当額(課税所得)が会計上の利益よりも多額である場合の) 利益超過分配はみなし配当として損金算入する措置を講じること
- ハ) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の 90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じること
- ニ) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の 90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じること
- ③ 特定の資産の買換え特例における土地流動化促進等のための買換え措置の適用期間を延長すること
- ④ 不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税を非課税とすること

3. 国際的な金融取引の円滑化

- ① 外国法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと
- ② 内国法人が国外で発行するイスラム債（スーク）について、特定民間国外債の対象に含めること
- ③ 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと
- ④ 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、当初申告要件（書面等の添付及び保存）の規定を廃止すること

4. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 金融商品取引業者等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
- ② マイナンバーが記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ③ 告知書又は特定口座異動届出書等について、マイナンバーの告知を行った顧客に限り、電磁的方法による提出を認めること

5. その他

- ① 信託型 ESOP の受益者が、当該 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること
- ② 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
- ③ 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月 10 日から翌月末日にすること

以 上